

東京都市計画公園の変更について

1 概要

区は、練馬区立竹のこ児童遊園および若竹スポーツ広場（民有地）を含む面積約 1.0 haの区域を公共空地として確保するため、以下のとおり都市計画を変更する。

2 都市計画の変更内容

新旧	種別	名称		位置	面積
		番 号	公 園 名		
新	近隣公園	第3・3・117号	関町南一丁目公園	練馬区 関町南一丁目地内	約1.0ha
旧	街区公園	第2・2・51号	関町一丁目公園		約0.05ha

3 これまでの経過および今後の予定

- 平成 24 年 7 月 25 日 練馬区都市計画審議会へ原案報告
 8 月 1 日 都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
 ~ 22 日 (意見書の提出 11 通)
 9 月 3 日 都市計画原案に係る公聴会(公述人 6 名)
 10 月 11 日 都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
 ~ 25 日 (意見書の提出なし)
 11 月 5 日 練馬区都市計画審議会へ付議
 11 月 下旬 都市計画変更・告示

4 議 案

- 議案第357号 東京都市計画公園の変更(練馬区決定)
 [第3・3・117号 関町南一丁目公園] P. 3 ~ 7

5 添付資料

- (1) 現状写真(参考資料) P. 9
 (2) 東京都市計画公園の変更原案に関する区民意見の要旨および区の見解について(参考資料) P. 11 ~ 34

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第 3・3・117 号 関町南一丁目公園

2 理由

練馬区みどりの基本計画（平成 21 年策定）では、多様なレクリエーション活動の展開、災害時の避難場所、生きものの生息空間の拡大、まちの魅力の向上の観点から、1.0 ha 以上の大規模公園の整備をすすめている。また練馬区地域防災計画では、公園などのオープンスペースを災害応急対策の前線基地や物資輸送の際の中継地点などとして利用することを計画している。

関町地区は練馬区の南西に位置しており、農地の減少に伴い、緑被率が減少している地域である。地域に大規模な公園が不足しており、重点的に公園を確保する必要がある。第 2・2・51 号関町一丁目公園の隣接地は、民間のテニスコート、「民有地一時開放遊び場」として利用され、地域で最大のまとまった空地である。今後、区が近隣公園として整備し、公共空地として担保することは、地域のレクリエーションの場の確保や防災機能の向上にとって重要である。

こうしたことから、当該地域の空地の確保を図るため、都市計画公園の配置について検討した結果、第 2・2・51 号関町一丁目公園に 0.95 ha の区域および面積を追加し、第 3・3・117 号関町南一丁目公園とする都市計画変更をしようとするものである。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定) (案)

東京都市計画公園中第2・2・51号関町一丁目公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
近隣公園	第3・3・117号	関町南一丁目公園	練馬区関町南一丁目地内	約1.0ha	園路、広場、修景施設、休養施設等

4 「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画公園の配置および利用について検討した結果、地域のレクリエーションの場の確保や防災機能の向上を図るため、上記のとおり公園を変更する。

新旧対照表

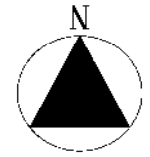
新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	近隣公園	第3・3・117号	関町南一丁目公園	練馬区関町南一丁目地内	約1.0ha	種別、番号、公園名、区域および面積の変更
旧	街区公園	第2・2・51号	関町一丁目公園		約0.05ha	

変更概要

名称	変更事項
第3・3・117号 関町南一丁目公園	1. 種別の変更 街区公園 近隣公園 2. 番号の変更 第2・2・51号 第3・3・117号 3. 公園名の変更 関町一丁目公園 関町南一丁目公園 4. 区域の変更 計画図表示のとおり 5. 面積の変更 約0.05ha 約1.0ha

東京都市計画公園 第3・3・117号 関町南一丁目公園 位置図 (練馬区決定)

案



第3・3・117号 関町南一丁目公園

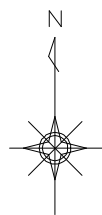
凡 例

- 今回計画変更区域
- ▨ 今回追加区域

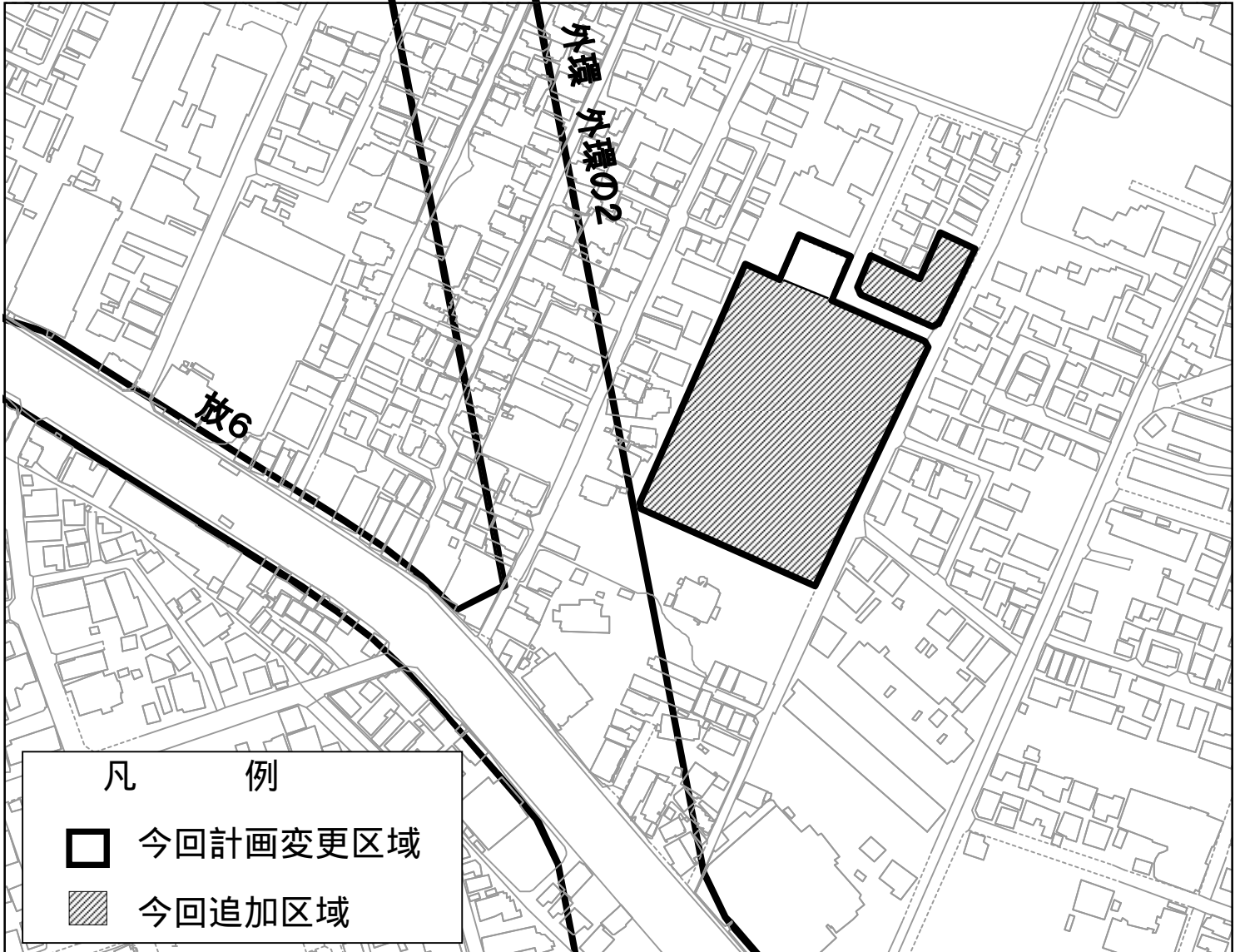
縮 尺 : 1 / 10000

東京都市計画公園計画図(案)

第3・3・117号 関町南一丁目公園



縮尺二千五百分之一

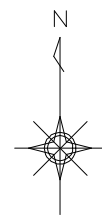


凡 例	
	今回計画変更区域
	今回追加区域

「この背景の地形図の著作権は東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が有しています。(承認番号：MMT 利許第 026 号-6) この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を複製したものである。無断転載を禁ずる。(承認番号 23 都市基交第 641 号) この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号 24 都市基街測第 35 号)。




東京都市計画公園 現況図

第3・3・117号 関町南一丁目公園



縮尺二千五百分之一



- 凡 例
-  今回計画変更区域
第2・2・51号関町一丁目公園
(竹のこ児童遊園として供用)
 -  今回追加区域
 -  若竹スポーツ広場

東京都市計画公園の変更原案に関する区民意見の要旨および区の見解について

東京都市計画公園第3・3・117号関町南一丁目公園の原案については、下記の日程で、原案の縦覧および意見書の受付ならびに公聴会を開催し、多くの方から意見が提出されました。提出された意見の要旨と、それに対する区の見解は、以下のとおりです。

原案縦覧等

- ・原案縦覧期間 : 平成24年8月1日～8月22日
- ・意見書受付期間 : 同上
- ・意見書提出件数 : 11通(11名)

公聴会

- ・開催日 : 平成24年9月3日(月)
- ・公述人 : 6名
- ・傍聴人 : 5名

主な意見の要旨および区の見解

意見の要旨	区の見解
<p>1 東京外かく環状道路の材料置場など、計画地を公園以外の用途に使用しないでほしい。【同意見14件】</p>	<p>1 練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の所有者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。</p> <p>現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。</p>
<p>2 公園工事の期間を明示してほしい。【同意見7件】</p>	<p>2 公園の整備時期については、現段階では未定です。「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成23年12月)や区の財政状況等を勘案したうえで決定していきます。</p> <p>今後、事業スケジュールを決定次第、地域のみなさまに周知してまいります。</p>

<p>3 「みどり豊かな公園を作ってほしい」「ボール遊びができる公園を作ってほしい」といった整備内容に対する要望。【7件】</p> <p>4 大気汚染等で環境が悪化する場所に公園を作るのはいかなものか。【同意見6件】</p> <p>5 なぜ都市計画をかけるのか。道路の都市計画と関連しているのではないか。【同意見6件】</p> <p>6 区の財政上、住民の負担が増大することにならないか。【同意見3件】</p>	<p>3 今回の計画では、地域のレクリエーションの場の確保や防災機能の向上を図ることを公園整備にあたっての基本的な方針としています。具体的な整備内容については、公園の基本計画を作成する際に、様々なご要望やご意見を踏まえ、地域にふさわしい公園となるよう検討してまいります。</p> <p>4 幹線道路に面した公園は、区内では大泉橋戸公園や電車の見える公園などがあり、近隣では、杉並区の蚕系の森公園などがあります。いずれの公園も地域の憩いの場として多くの方に親しまれております。</p> <p>また、東京外かく環状道路の整備に伴う環境への影響について、国や都は、環境影響評価法に基づき、事業特性や地域特性を勘案のうえ、環境影響評価を適切に実施し、その結果、供用時において整合を図るべき基準等を達成するとしております。区としましては公園利用に際して、支障はないと考えております。</p> <p>5 練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているもので、道路の都市計画と関連して定めるものではありません。</p> <p>6 都市計画を決定し、事業認可を受けることで、都市計画交付金、国庫補助金等の交付対象となります。整備にあたっては、区の負担を最小限にしていきます。</p>
---	--

<p>7 都市計画を決定する理由を教えてください。【同意見 2 件】</p>	<p>7 練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。</p>
<p>8 都市計画を決定する理由を教えてください。なぜ近隣公園にするのか。【同意見 2 件】</p>	<p>8 練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、近隣公園として都市計画の決定を目指しているものです。</p>
<p>9 テニスコート利用者に説明責任を果たしてほしい。【同意見 2 件】</p>	<p>9 公園の整備時期については、現段階では未定です。「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成 23 年 12 月)や区の財政状況等を勘案したうえで決定していきます。</p>
<p>10 ドッグランを作ってください。</p>	<p>9 今までの遊び場としての機能を残した近隣公園を設置することで、将来的に区民のニーズにより対応できる公園整備が可能になると考えています。</p>
<p>10 ドッグランを作ってください。</p>	<p>9 現段階ではテニスコート事業を強制的に終了させ、公園事業を実施することは考えておりません。今後、土地所有者のご意向も踏まえ、事業スケジュールを検討していきます。事業スケジュールを決定次第、地域のみなさまに周知してまいります。</p>
<p>10 ドッグランを作ってください。</p>	<p>10 ドッグランについては、区内では城北中央公園に 1 か所、都内には都立公園に 13 か所あります。ドッグランは、専用の場所や駐車場を確保できる広い公園面積、近隣の皆様の合意、マナーの徹底等にご協力いただける体制などの条件が整って初めて設置可能となるため、区立公園ではドッグランの設置は困難であると考えております。</p>

<p>11 「生き物の生息空間の拡大」が本当にできるのか。</p>	<p>11 幹線道路に面した公園は、区内では大泉橋戸公園や電車の見える公園などがあり、近隣では、杉並区の蚕糸の森公園などの公園があります。いずれの公園も地域の憩いの場として多くの方に親しまれており、昆虫や野鳥などの身近な生き物も見ることができます。</p>
<p>12 区有地はどこか。</p>	<p>12 今回都市計画を定める区域のなかで、区有地は竹の子児童遊園です。残りの土地は都市計画決定後、事業認可を受け、買収していく予定です。</p>
<p>13 事前の計画・検討、案の作成、審査・判断といったことは、どの部署の責任で行っているのか。都市計画に対する私たちの意見がどのような形で検討され、回答されるのか、意見交換会など行わないのか。</p>	<p>13 今回の都市計画については土木部が必要とされる区域を検討し、関係機関や地権者等と調整のうえ、区として都市計画の案を作成します。</p> <p>住民意見を反映するために、意見書および公聴会という手続きで意見をいただき、その要旨と見解はホームページにて公表します。また都市計画の内容は練馬区議会へ報告し、意見を聴取します。</p> <p>練馬区都市計画審議会に付議する際には、案への意見等も提出し、意見と区の見解も踏まえ審議されます。最終的には都市計画審議会の議決を経て、区が都市計画を決定します。</p> <p>公園事業を進める際には、整備スケジュールや具体的な整備内容等について、適切な時期に地域の方々への説明会等、意見をいただく機会を設けております。</p>
<p>14 公園整備期間中の工事車両などによる事故や騒音などが心配されるので万全の対策をお願いしたい。</p>	<p>14 工事に当たっては、安全の確保はもとより、低騒音、低振動の機械を採用して近隣への影響がないように努めます。</p>
<p>15 少子高齢化に伴う都市縮小の時代を前に、真に必要な道路計画、再開発の見直しこそ最も重要だ。</p>	<p>15 今後も、練馬区の現状や社会経済情勢を踏まえ、練馬区にふさわしい都市計画について検討してまいります。</p>

<p>16 公述、意見書の個人情報を除く全文を公告縦覧してほしい。</p>	<p>16 意見書の要旨、公聴会における公述の要旨およびそれらに対する区の見解を作成し、都市計画の案とともに縦覧いたします。また、区ホームページにて公表いたします。</p>
---------------------------------------	--

意見書の要旨および区の見解(受付順)

意見書の要旨	区の見解
<p>1 公園が造られることは喜ばしいことだが、以下の点を要望する。</p> <p>(1)子どもたちが安心して、のびのび遊べる公園</p> <p>(2)「ドッグラン」の設置</p> <p>(3)緑豊かな、くつろげる空間</p> <p>(4)地域のイベント(夏祭り・お花見など)が出来る空間の確保</p> <p>(5)防災拠点としての機能を持つ公園</p> <p>(6)現状の街並みに調和した公園をつくってほしい。青梅街道ハーフICと大型道路(外かんの2)等ができれば、大気汚染等で誰も公園に来ない。</p>	<p>(1)(3)(4)(5)今回の計画では、地域のレクリエーションの場の確保や防災機能の向上を図ることを公園整備にあたっての基本的な方針としています。具体的な整備内容については、公園の基本計画を作成する際に、様々なご要望やご意見を踏まえ、地域にふさわしい公園となるよう検討してまいります。</p> <p>(2)ドッグランについては、区内では城北中央公園に1か所、都内には都立公園に13か所あります。ドッグランは、専用の場所や駐車場を確保できる広い公園面積、近隣の皆様の合意、マナーの徹底等にご協力いただける体制などの条件が整って初めて設置可能となるため、区立公園ではドッグランの設置は困難であると考えております。</p> <p>(6)幹線道路に面した公園は、区内では大泉橋戸公園や電車に見える公園などがあり、近隣では、杉並区の蚕糸の森公園などがあります。いずれの公園も地域の憩いの場として多くの方に親しまれております。</p> <p>また、東京外かく環状道路の整備に伴う環境への影響について、国や都は、環境影響評価法に基づき、事業特性や地域特性を勘案のうえ、環境影響評価を適切に実施し、その結果、供用時において整合を図るべき基準等を達成するとしております。区としましては公園利用に際して、支障はないと考えております。</p>

<p>(7)公園の工事期間を明示してほしい</p> <p>(8)この公園を「東京外かん道関連の工事ヤードとして絶対に使わないこと」を約束し、明文化してほしい。</p>	<p>(7)公園の整備時期については、現段階では未定です。「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成23年12月)や区の財政状況等を勘案したうえで決定していきます。</p> <p>今後、事業スケジュールを決定次第、地域のみなさまに周知してまいります。</p> <p>(8)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の所有者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。</p> <p>現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。</p>
<p>2</p> <p>(1)関町地区に大規模公園が検討されることは良いことだ。しかし、青梅街道インターチェンジ設置問題が解決されておらず、「外環の2」「青梅街道インターチェンジ」の大規模事業計画が取りざたされている最中での、大規模公園計画はいかがなものか。道路の問題を解決してから総合的に考えることである。そうでなければ、青梅街道インター事業化に向けての、関連した変更としか思えない。</p>	<p>(1)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているもので、道路の都市計画と関連して定めるものではありません。</p>

<p>(2)仮に「外環の2」や「青梅街道インターチェンジ」が造られたとして公害に隣接した公園にレクリエーションを楽しみに癒しを求めに行くだろうか。危険な公園には行かないだろう。</p> <p>(3)いかなる場合においても公園以外の目的に(一時的であっても)使用しないと文章で確約してほしい。</p>	<p>(2)幹線道路に面した公園は、区内では大泉橋戸公園や電車の見える公園などがあり、近隣では、杉並区の蚕糸の森公園などがあります。いずれの公園も地域の憩いの場として多くの方に親しまれております。</p> <p>また、東京外かく環状道路の整備に伴う環境への影響について、国や都は、環境影響評価法に基づき、事業特性や地域特性を勘案のうえ、環境影響評価を適切に実施し、その結果、供用時において整合を図るべき基準等を達成するとしております。区としましては公園利用に際して、支障はないと考えております。</p> <p>(3)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の所有者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。</p> <p>現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。</p>
<p>3</p> <p>(1)関町南一丁目公園が大規模公園として整備されることを知り、嬉しく思う。緑豊かな区民の憩いの場となるよう、地域の声も聞きながらすすめてほしい。</p>	<p>(1)今回の計画では、地域のレクリエーションの場の確保や防災機能の向上を図ることを公園整備にあたっての基本的な方針としています。具体的な整備内容については、公園の基本計画を作成する際に、様々なご要望やご意見を踏まえ、地域にふさわしい公園となるよう検討してまいります。</p>

<p>(2)外環を通すための資材置き場等にしないほしい。</p>	<p>(2)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の所有者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。</p> <p>現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。</p>
<p>4 関町南一丁目に公園ができることはありがたい。以下の点について要望する。</p> <p>(1)早く整備してほしい。</p> <p>(2)いつまでに整備するのか、期日を明確にしてほしい。</p> <p>(3)都市計画の理由書以外の目的で利用しないこと。</p>	<p>(1)(2)公園の整備時期については、現段階では未定です。「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成23年12月)や区の財政状況等を勘案したうえで決定していきます。</p> <p>今後、事業スケジュールを決定次第、地域のみなさまに周知してまいります。</p> <p>(3)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の所有者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。</p> <p>現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。</p>

<p>5 今回の計画が外郭環状線その、そのに接しているため不安を抱いている。現在の所有者が環境と安心な街づくりを目的としてこの計画に同意されたこの土地を、他の目的のために使用することなどないように住民として注目していく。</p>	<p>練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の所有者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。</p> <p>現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。</p>
<p>6 上石神井駅から青梅街道までの地域には大型公園がまったくなかったことから、以下のことを前提とするならば公園計画について、基本的に賛成する。</p> <p>(1)公園には様々な形で緑を配置してほしい。</p> <p>(2)地域の子供たちが安心してのびのびと遊べる空間を確保してほしい。柵などで囲ったボール遊びのできる場所を作ってほしい。花火もできる公園にしてほしい。</p> <p>(3)地域の住民が交流を深める場所として、盆踊り、お祭りなども開催できる空間があるとよい。</p>	<p>(1)～(3)今回の計画では、地域のレクリエーションの場の確保や防災機能の向上を図ることを公園整備にあたっての基本的な方針としています。具体的な整備内容については、公園の基本計画を作成する際に、様々なご要望やご意見を踏まえ、地域にふさわしい公園となるよう検討してまいります。</p>

(4) 関町南一丁目・上石神井南町の地域は第一種低層住宅専用地域であり、現在の街並みのまま公園が設置されることを望む。特にインターチェンジができれば大気汚染・騒音・振動がひどい場所は子どもたちが安心して遊ぶ場ではない。

(5) 公園以外の目的で使用すること(工事のための資材置き場等)は、この地域の住民は全く望んでいない。そのようなことがないよう要望する。

(4) 幹線道路に面した公園は、区内では大泉橋戸公園や電車の見える公園などがあり、近隣では、杉並区の蚕糸の森公園などがあります。いずれの公園も地域の憩いの場として多くの方に親しまれております。

また、東京外かく環状道路の整備に伴う環境への影響について、国や都は、環境影響評価法に基づき、事業特性や地域特性を勘案のうえ、環境影響評価を適切に実施し、その結果、供用時において整合を図るべき基準等を達成するとしております。区としましては公園利用に際して、支障はないと考えております。

(5) 練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の所有者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。

現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。

<p>7 大規模公園が進められること自体は喜ばしいが、以下の点について危惧がある。</p> <p>(1)外環関係道路の工事の際の「目的外使用」にはならないよう、住民に約束すべきである。</p> <p>(2)住民やテニスコート利用者への説明責任をきちんと果たしつつ、早期に地域住民の利益に資する緑豊かな公共の公園が整備されることを望む。</p>	<p>(1)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の所有者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。</p> <p>現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。</p> <p>(2)公園の整備時期については、現段階では未定です。「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成23年12月)や区の財政状況等を勘案したうえで決定していきます。</p> <p>現段階ではテニスコート事業を強制的に終了させ、公園事業を実施することは考えておりません。今後、土地所有者のご意向も踏まえ、事業スケジュールを検討していきます。事業スケジュールを決定次第、地域のみなさまに周知してまいります。</p>
<p>8</p> <p>(1)都市計画の変更の理由を明確にしてほしい。なぜ今、0.05ヘクタールから1.0ヘクタールへの、20倍も広い公園が必要になったのか。</p> <p>(2)街区公園から近隣公園になった理由を説明してほしい。</p>	<p>(1)(2)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、近隣公園として都市計画の決定を目指しているものです。</p> <p>今までの遊び場としての機能を残した近隣公園を設置することで、将来的に区民のニーズにより対応できる公園整備が可能になると考えています。</p>

<p>(3)土地は区所有のものかどうか。区が購入したのであれば、金額はいくらなのか。また、区の財政上、住民の負担が増大することにならないか。</p> <p>(4)練馬区長が率先して青梅街道地域にインターチェンジ設置を働きかけたといわれている。住民の生命や健康を守る立場にあるべき区長がそのような行為をしたことは絶対に許されるものではない。公園の拡大を計画するのならば、インターチェンジの建設廃止をしてほしい。</p> <p>(5)公害が予測されているところに公園をつくっても意味がなく、費用を考えると同意できない。インターチェンジを建設しないのならば、公園を20倍に拡大することに反対するものではない。</p>	<p>(3)今回都市計画を定める区域のなかで、区有地は竹の子児童遊園です。残りの土地は都市計画決定後、事業認可を受け、買収していく予定です。</p> <p>また都市計画を決定し、事業認可を受けることで、都市計画交付金、国庫補助金等の交付対象となります。整備にあたっては、区の負担を最小限にしていきたいと思います。</p> <p>(4)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているもので、道路の都市計画と関連して定めるものではありません。</p> <p>(5)幹線道路に面した公園は、区内では大泉橋戸公園や電車の見える公園などがあり、近隣では、杉並区の蚕糸の森公園などがあります。いずれの公園も地域の憩いの場として多くの方に親しまれております。</p> <p>また、東京外かく環状道路の整備に伴う環境への影響について、国や都は、環境影響評価法に基づき、事業特性や地域特性を勘案のうえ、環境影響評価を適切に実施し、その結果、供用時において整合を図るべき基準等を達成するとしております。区としましては公園利用に際して、支障はないと考えております。</p>
---	--

<p>9</p> <p>(1)公園は必要ないと思っているが、なぜここに約 1.0 ヘクタールの公園を計画するのか知りたい。</p> <p>(2)大型道路(外環や外環の2)の資材置場などに使用しないと約束してほしい。</p>	<p>(1)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、近隣公園として都市計画の決定を目指しているものです。</p> <p>今までの遊び場としての機能を残した近隣公園を設置することで、将来的に区民のニーズにより対応できる公園整備が可能になると考えています。</p> <p>(2)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の所有者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。</p> <p>現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。</p>
<p>10</p> <p>(1)本計画は外環道路本線建設、青梅街道インターチェンジ建設、地上部道路建設とリンクして計画されることは明らかだが、現段階ではそのことが明らかでないため、非常に中身のあやふやな計画変更である。</p>	<p>(1)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているもので、道路の都市計画と関連して定めるものではありません。</p>

<p>(2)「生き物の生息空間の拡大」が本当にできるのか。インターチェンジ建設の犠牲になる青梅街道のケヤキを移植できるかを含めて考え、促成のみどりの計画でなく、100年先の練馬区全体像を見据えた都市計画公園であってほしい。</p>	<p>(2)幹線道路に面した公園は、区内では大泉橋戸公園や電車の見える公園などがあり、近隣では、杉並区の蚕糸の森公園などの公園があります。いずれの公園も地域の憩いの場として多くの方に親しまれており、昆虫や野鳥などの身近な生き物も見ることができます。</p>
<p>11 生きものの生息空間の拡大、まちの魅力の向上、といった精神が尊重されることには賛同する。しかし外環道青梅街道インター建設の際の材料置場など工事拠点として使われるのではないかと危惧している。この土地が都市計画公園以外の用途に利用されることのないようにしてほしい。</p>	<p>練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の所有者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。</p> <p>現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。</p>

公聴会での意見および区の見解(公述順)

公 述 内 容 の 要 旨	区 の 見 解
<p>1</p> <p>(1)テニスコートが公園になるということについては、複数の買主がいて、それぞれに開発が行われるより、良い話である。</p> <p>(2)約1haの公園は都立公園になると聞いているが、本当か。練馬区として主体性を持って公園をつくってほしい。</p> <p>(3)テニスコートが10面あるので、そのうち何面かを残して「テニスコートのある緑豊かな公園」を希望する。</p> <p>(4)変更原案を提案されたということは、実現が相当先ということはないのではないか。土地の売買契約が前提となっているのではないか。公園の整備開始、完成等の時期について明確にしてほしい。</p> <p>(5)公園整備までの間、公園予定地を用途外使用などすることなく、直ちに公園整備を行ってほしい。特に外環道関連での使用はやめてほしい。工事による騒音、振動、大気汚染、交通等々の問題が生じ、現在のような静かな生活ができるような環境ではなくなるので、十分な配慮をお願いする。</p>	<p>(1)(2)(3)今回の練馬区の計画では、地域のレクリエーションの場の確保や防災機能の向上を図ることを公園整備にあたっての基本的な方針としています。具体的な整備内容については、区が公園の基本計画を作成する際に、様々なご要望やご意見を踏まえ、地域にふさわしい公園となるよう検討してまいります。</p> <p>(4)公園の整備時期については、現段階では未定です。「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成23年12月)や区の財政状況等を勘案したうえで決定していきます。 今後、事業スケジュールを決定次第、地域のみなさまに周知してまいります。</p> <p>(5)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の所有者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。 現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。</p>

2

(1) 関町南一丁目公園は平成何年に設置されるのか。10年くらい先の計画と聞いているが、それは何故なのか。

(2) 青梅街道インターチェンジや外環の2のためには、一定の公園が必要という理由で公園を作るのであれば、地域の住民として賛成できない。

(3) 排気塔やインターチェンジ出口から直接出る排気ガスや振動等によって環境が破壊されてしまう懸念のある場所に公園をつくる意味はあるのか。そのような場所で住民が憩い、子どもたちが安心して遊ぶことができるだろうか。青梅街道ICに関連した構造物が近接した公園は、まちの魅力向上に役立たず、税金の無駄遣いである。

(1) 公園の整備時期については、現段階では未定です。「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成23年12月)や区の財政状況等を勘案したうえで決定していきます。

今後、事業スケジュールを決定次第、地域のみなさまに周知してまいります。

練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。

(2) 練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているもので、道路の都市計画と関連して定めるものではありません。

(3) 幹線道路に面した公園は、区内では大泉橋戸公園や電車の見える公園などがあり、近隣では、杉並区の蚕糸の森公園などがあります。いずれの公園も地域の憩いの場として多くの方に親しまれております。

また、東京外かく環状道路の整備に伴う環境への影響について、国や都は、環境影響評価法に基づき、事業特性や地域特性を勘案のうえ、環境影響評価を適切に実施し、その結果、供用時において整合を図るべき基準等を達成するとしております。区としましては公園利用に際して、支障はないと考えております。

なお、都市計画を決定し、事業認可を受けることで、都市計画交付金、国庫補助金等の交付対象となります。整備にあたっては、区の負担を最小限にしていきます。

(4) 公園目的以外での使用、例えば道路工事の資材置場としての使用等、絶対に認められない。

(5) 青梅街道インターチェンジや外環の2がつくられず、現在のままの良好な住環境が確保された上での大規模公園設置であれば、利用価値の高い公園となる。そのような前提であれば、みどり豊かな空間にしてほしい。地域の住民が交流を深める場所として、お祭り等も開催できる空間がほしい。子どもたちがのびのびと遊べる空間を確保することが一番大事であり、柵等を設けボール遊びができるようにしてほしい。時間制限を設けて花火もできる公園にしてほしい。非常時には避難場所として利用できれば安心である。

(6) 青梅街道インターチェンジや外環の2計画を廃止し、現在の良好な環境を保った上での、大規模公園の設置をお願いします。

(4) 練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の所有者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。

現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。

(5)(6) 練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているもので、道路の都市計画と関連して定めるものではありません。

今回の計画では、地域のレクリエーションの場の確保や防災機能の向上を図ることを公園整備にあたっての基本的な方針としています。具体的な整備内容については、公園の基本計画を作成する際に、様々なご要望やご意見を踏まえ、地域にふさわしい公園となるよう検討してまいります。

3

(1)基本的な趣旨である、多様なレクリエーション活動の展開や災害時の避難場所等の観点から、大規模公園の整備を進めることについては、賛成する。

(2)公園予定地は、青梅街道インターおよび外環の2に隣接していることから、違う事業といっても、リンクするののかという風に考えざるを得ない。東京都や練馬区は外環、外環の2の必要性について防災を一つの理由にしている。関町南一丁目公園も防災を理由の一つとしているが、仮に防災のための外環等であるから、そのためにこの公園を工事ヤードとして使うとなるならば、それには賛成できない。

また、公共空地として担保することで、緊急事態のとき避難したり物資を集める場となるのは当然だと考えるが、例えば長期に渡り工事に使われるということはあってはならない。そのことについて、案の公告・縦覧にあたっては、しっかりとした見解を述べてほしい。また、約束をしてほしい。

(3)いつごろ、どのような形でこの計画が進むのか。今後の見通しについて教えてほしい。

(1)(2)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているもので、道路の都市計画と関連して定めるものではありません。

現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。

(3)公園の整備時期については、現段階では未定です。「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成23年12月)や区の財政状況等を勘案したうえで決定していきます。

今後、事業スケジュールを決定次第、地域のみなさまに周知してまいります。

<p>(4)当該地はテニスコート利用者にとっては非常に重要な場所である。テニスコート利用者に対する、練馬区としての説明責任を果たしてほしい。</p> <p>(5)公述、意見書の個人情報を除く全文を公告縦覧してほしい。</p>	<p>(4)公園の整備時期については、現段階では未定です。「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成23年12月)や区の財政状況等を勘案したうえで決定していきます。</p> <p>現段階ではテニスコート事業を強制的に終了させ、公園事業を実施することは考えておりません。今後、土地所有者のご意向も踏まえ、事業スケジュールを検討していきます。事業スケジュールを決定次第、地域のみなさまに周知してまいります。</p> <p>(5)意見書の要旨、公聴会における公述の要旨およびそれらに対する区の見解を作成し、都市計画の案とともに縦覧いたします。また、区ホームページにて公表いたします。</p>
<p>4</p> <p>(1)インターチェンジに隣接する場所に公園を作ることは適正なのか。公園以外にも利用目的はあったはずだが、公園とすることが先にあったのか、その根拠を知りたい。他の選択肢と比較して、公園はどのくらいの必要性があったのか説明がほしい。</p> <p>(2)なぜ、10年間は現状維持に近い状態で、最初から公園にしないのか。</p> <p>(3)インターチェンジの着工時期に、公園から作業現場等に変更することがあるのではないかと保証できるのか。</p>	<p>(1)(3)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。</p> <p>現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。</p> <p>(2)公園の整備時期については、現段階では未定です。「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成23年12月)や区の財政状況等を勘案したうえで決定していきます。</p> <p>今後、事業スケジュールを決定次第、地域のみなさまに周知してまいります。</p>

<p>(4) 事前の計画・検討、案の作成、審査・判断といったことは、どの部署の責任で行っているのか。市民に明らかにしてほしい。</p> <p>(5) 都市計画に対する私たちの意見がどのような形で検討され、回答されるのか、意見交換会など行わないのか。行政の立場も含めてを明らかにしてほしい。</p>	<p>(4)(5) 今回の都市計画については土木部が必要とされる区域を検討し、関係機関や地権者等と調整のうえ、区として都市計画の案を作成します。</p> <p>住民意見を反映するために、意見書および公聴会という手続きで意見をいただき、その要旨と見解はホームページにて公表します。また都市計画の内容は練馬区議会へ報告し、意見を聴取します。</p> <p>練馬区都市計画審議会に付議する際には、案への意見等も提出し、意見と区の見解も踏まえ審議されます。最終的には都市計画審議会の議決を経て、区が都市計画を決定します。</p> <p>公園事業を進める際には、整備スケジュールや具体的な整備内容等について、適切な時期に地域の方々への説明会等、意見をいただく機会を設けております。</p>
<p>5</p> <p>大規模公園が整備されるのは、非常に喜ばしいことだが、以下のような提案と要望をする。</p> <p>(1) 地域の子どもが安心してのびのびと遊べる公園としてほしい。</p> <p>(2) ボール遊びのできる公園としてほしい。</p> <p>(3) お年寄りもゆっくりと安心してくつろげる、地域住民が交流を深める場所になるよう、まちのイベントができるスペースを確保してほしい。</p> <p>(4) 緑豊かな公園が望ましい。</p> <p>(5) 四季折々の花を楽しめる花壇、凧揚げ、水遊びもできる場所があるといい。</p> <p>(6) 小鳥たちのさえずりが聴かれるよう、樹木の選定にも配慮してほしい。</p>	<p>(1)～(6) 今回の計画では、地域のレクリエーションの場の確保や防災機能の向上を図ることを公園整備にあたっての基本的な方針としています。具体的な整備内容については、公園の基本計画を作成する際に、様々なご要望やご意見を踏まえ、地域にふさわしい公園となるよう検討してまいります。</p>

<p>(7)公園の工事時期と完了予定日を教えてください。</p> <p>(8)公園整備期間中の工事車両などによる事故や騒音などが心配されるので万全の対策をお願いしたい。</p> <p>(9)利用者の健康と安全に十分配慮した公園にしてほしい。</p> <p>(10)現状の街並みに調和した公園であることが望まれる。</p> <p>(11)東京外郭環状道路青梅街道インターと大型道路外環の2による大気汚染だけでなく、道路による町の分断、騒音、振動、交通渋滞に悩まされ、安心して公園に行くことさえできなくなる。そんな公園に税金を投入していいはずがない。この大規模公園整備を機会に青梅街道インター建設が中止され、公園が町会のオアシスになることを願っている。</p>	<p>(7)公園の整備時期については、現段階では未定です。「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成23年12月)や区の財政状況等を勘案したうえで決定していきます。</p> <p>今後、事業スケジュールを決定次第、地域のみなさまに周知してまいります。</p> <p>(8)工事に当たっては、安全の確保はもとより、低騒音、低振動の機械を採用して近隣への影響がないように努めます。</p> <p>(9)(10)(11)練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の地権者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているもので、道路の都市計画と関連して定めるものではありません。幹線道路に面した公園は、区内では大泉橋戸公園や電車の見える公園などがあり、近隣では、杉並区の蚕糸の森公園などがあります。いずれの公園も地域の憩いの場として多くの方に親しまれております。</p> <p>また、東京外かく環状道路の整備に伴う環境への影響について、国や都は、環境影響評価法に基づき、事業特性や地域特性を勘案のうえ、環境影響評価を適切に実施し、その結果、供用時において整合を図るべき基準等を達成するとしております。区としましては公園利用に際して、支障はないと考えております。</p>
--	---

<p>(12) 関町南一丁目公園を目的用途以外に使用しないことを約束し、明示してほしい。</p>	<p>(12) 練馬区全域では公園が不足していることから、公園に適したまとまった土地について、都市計画の決定を行っています。本計画地についても、公園に適したまとまった土地の所有者の合意が得られたことから、都市計画の決定を目指しているものです。</p> <p>現在、事業の実施時期については未定です。事業スケジュールが決定した後は、練馬区が事業者となるための事業認可を受け、用地買収・整備工事を進めるとともに、事業者および管理者として、法令に基づき、適正な公園の管理を行ってまいります。</p>
<p>6</p> <p>(1) 外郭環状線、青梅街道インターチェンジ建設、外環本線上の地上部道路建設が計画されているこの地域は、今後20年近くの工事期間中となり、また、その後の生活環境破壊による被害は計り知れない。その中で計画される都市計画公園はみどりの保全、きれいな空気、大気汚染がないことの確保こそが望まれる。防災拠点としての機能を確保するため、延焼防止のみどりと空間の確保は欠かせない。</p> <p>(2) 少子高齢化に伴う都市縮小の時代を前に、真に必要な道路計画、再開発の見直しこそ最も重要だ。たとえば石神井公園から善福寺公園を歩行者・自転車が通れるグリーンベルトで結ぶような、100年後の世代が安心して住めるような住環境の確保に努めてほしい。</p>	<p>(1) 今回の計画では、地域のレクリエーションの場の確保や防災機能の向上を図ることを公園整備にあたっての基本的な方針としています。具体的な整備内容については、公園の基本計画を作成する際に、様々なご要望やご意見を踏まえ、地域にふさわしい公園となるよう検討してまいります。</p> <p>(2) 今後も、練馬区の現状や社会経済情勢を踏まえ、練馬区にふさわしい都市計画について検討してまいります。</p>

<p>(3)立野公園ではワークショップ方式を行って公園を作ったが、それ以降ワークショップ方式で作った公園はない。世の中の流れが速く、経費削減と効率を求められる中で忙しいのはわかるが、効率だけで進んできていい良いのか。この先未来を生きていく子どもたちが生き延びられるのか、というところまで来ている。大気汚染等を考えると慎重に計画を考えるべきだ。財政難の時代だから、なんのために、だれのために作る公園かはっきりしてほしい。</p>	<p>(3)今回の計画では、地域のレクリエーションの場の確保や防災機能の向上を図ることを公園整備にあたっての基本的な方針としています。具体的な整備内容については、公園の基本計画を作成する際に、様々なご要望やご意見を踏まえ、地域にふさわしい公園となるよう検討してまいります。</p> <p>なお、都市計画を決定し、事業認可を受けることで、都市計画交付金、国庫補助金等の交付対象となります。整備にあたっては、区の負担を最小限にしていきます。</p>
---	--